

白庭台自治会規約細則

第1条 本会には次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 5名以内
3. 書記 2名以内
4. 会計 2名以内
5. 監事 4名以内
6. 総務 5名以内
7. ブロック長 16名
8. 相談役 1名

第2条 役員の仕事

1. 会長、副会長、監事は規約第11条による。
2. 書記は、会全般の議事録を作成する。
3. 会計は、本会の金銭出納業務を行う。
4. ブロック長は、各ブロックを代表し、班長を統括する。
また、ブロック長は、印刷物の配布回覧、班長が徴収する会費を会計に納付する。
但し、集合住宅居住者の会費徴収については別途定める。
5. 総務は、本会の運営円滑を図り、配布物等の管理を行う。
6. 相談役は、会長が委嘱し、役員会の相談に応じ必要があれば会務を補佐する。

第3条 賛助会員の入会に関する基準は、次のとおりとする。

1. 本会の区域内に住所を有する団体で、本会の活動を賛助する者。
2. 本会の区域内外に住所を有し、区域内に土地・施設・事業所等を有する個人・団体で、本会の活動を賛助する者。
3. 本会の区域外に住所を有し、区域内の土地を日常的に利用する個人で、本会の活動を賛助する者。

第4条 本会には次の各部会を置く。

1. 福祉厚生部会
2. 防犯防災部会

3. 環境衛生部会

4. 文化体育部会

5. 行事部会

6. 広報組織部会

7. 集会所管理部会

8. 道路公園空地管理部会

9. 総務部会

第5条 部会長

1. 前条各部会に部会長1名をおく。
2. 前条1号から9号の部会長は、役員会において役員またはブロック長の中から選出し、会長が任命する。

第6条 第4条の各部会の仕事は、次のとおりとする。

1. 福祉厚生部会は、住宅内の福祉、厚生、教育等の活動を行う。
2. 防犯防災部会は、住宅内の防犯、防災、防火、交通安全対策を行う。
3. 環境衛生部会は、住宅内の環境整備等の促進および保健衛生向上のための活動を行う。
4. 文化体育部会は、住宅内の文化体育等の企画・推進活動を行う。
5. 行事部会は、住宅内の行事等の企画・準備活動を行う。
6. 広報組織部会は、住宅内の広報発行・会員名簿の作成・保管・組織管理等の活動を行う。
7. 集会所管理部会は、住宅内の集会所の管理活動を行う。
8. 道路公園空地管理部会は、住宅内の道路・公園・空地の管理活動及び駐車場の管理活動を行う。
9. 総務部会は、市政連絡窓口業務・役員会・総会等の業務を行う。

第7条 本会は、全体を16ブロックに分け、更に、その下に班を設けることとし、各ブロックにブロック長1名、各班に班長1名を、各ブロック、各班に所属する会員において選出し、会長が任命する。

第8条 会費

1. 本会の会費・賛助会費は、月500円(年間6,000円)とし、第14条に定める自動口座引き落とし、又は現金支払いにて納入する。
なお、集合住宅居住者の会費納入方法については、第2条4項に準じる。
2. 新規に開発された住宅造成地の各区画に最初に入居する入会者は、会費とは別に入会金として36,000円(環境維持管理費30,000円・防犯対策費6,000円)を入会時に納入するものとする。
3. 入会金、会費、賛助会費は、1世帯1名として計算するものとする。
4. 新入居者(新入会者)の会費・賛助会費納付については、入居月の翌月から徴収する。
5. 転居(退会)の場合、翌月分以降の徴収済み会費・賛助会費については返却する。
6. 本会の会費・賛助会費の納入を滞納している会員・賛助会員は、書面でその理由と連絡先を記載し、担当班長を経由してブロック長に報告しなければならない。ブロック長は役員会で審議のうえ対応方を決定するものとする。

第9条 弔慰金及び見舞金

会員・賛助会員の下記該当者に弔慰金または見舞金を贈る。但し、これを受けた会員・賛助会員は、本会または会員・賛助会員に返礼は行わないこととする。

- ① 本会員の三親等以内の同居家族が死亡した場合10,000円
- ② 火災、その他の場合30,000円を限度とし、その都度役員会において決定する。

第10条 特別会計

特別会計として、防犯対策費会計、環境維持管理積立金会計を設ける。

第11条 環境維持管理積立金会計は、預託金と第8条に定める環境維持管理費を積み立て、将来の白庭台住宅内の環境維持管理費および集会所(北・中央・南)の建替・修繕費に充てることを目的とする。

第12条 特別委員会

役員会は、その発議によって特別委員会を設置することができる。

第13条 顧問

顧問は、その専門性を生かし、会長・役員・及び特別委員会の相談に応じ、必要に応じ会長が推薦し、役員会の承認を経て委嘱する。

第14条 自治会費の自動口座引き落としは、次のとおりとする。

1. 自治会費自動口座引き落としは会員と合意された金融機関とし、会員の任意で行う。
引き落としをされない会員は細則第8条に準ずる。
2. 口座引き落としは原則年一回とし、役員会が決定し事前に会員に周知徹底された日付をもって行う。
引き落としが出来ていない場合は、現金で徴収する。
3. 引き落としに関わる費用は自治会が負担する。
4. 新入居者(新入会者)・転居者(退会者)については、転入・退会届に基づき、細則第8条第4項および第5項に準じて現金で対応する。
5. 自治会費引き落とし領収書については、会計が作成し、各ブロック長を経て班長より該当会員に届ける。
6. 個人データは、自動引き落としを目的とした利用に特定し、個人情報保護法に沿った組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置(漏えい対策)をおこなう。

第15条 細則の変更及びその他規則の制定

1. 本細則の変更は、総会において総会員の過半数の議決をもって行う。
2. 自治会規約及び本細則以外に、自治会関連の規則を制定・改廃する場合は、役員会において役員総数の4分の3以上の議決をもって行い、その内容を会員に告知することとする。

附則

この細則は、平成17年7月27日より適用する。

平成18年5月7日 改定
平成20年5月11日 改定
平成23年5月8日 改定
平成25年3月23日 改定
平成27年3月7日 改定
平成29年5月7日 改定
令和1年5月6日 改定
令和3年5月1日 改定